

平成28年度

悟入谷国有林外森林整備事業(造林)

閲覧図書

- 1 森林整備事業請負契約書(案)
- 2 入札者注意書
- 3 契約情報の公表様式

三重森林管理署

森林整備事業請負契約書（案）

印紙

- 1 事業名 悟入谷国有林外森林整備事業（造林）
- 2 事業場所 別紙図面のとおり
- 3 事業量 別紙「事業内訳書」のとおり
- 4 事業期間 契約締結日の翌日 から
平成29年9月29日 まで
- 5 請負金額 金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 円也）
〔注〕（）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
（適用されるものは○印、削除されるもの×印。）

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	部分払 <input type="text"/> 回以内	第34条
×	前金払 <input type="text"/> 分の <input type="text"/> 以内	第36条第1項
×	中間前金払 <input type="text"/>	第36条第3項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第39条

（注）国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
 	 	 	 	
 	 	 	 	
 	 	 	 	

8 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 伐倒木の持ち出しを禁止する。
- (3) 明許繰越費に係る翌年度にわたる債務負担 別紙1のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び平成28年11月16日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者	住所	三重県亀山市本町一丁目7-13	
	氏名	分任支出負担行為担当官 三重森林管理署長 春原 武志	印
請負者	住所		
	氏名		印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

別紙 1

第 1 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担に基づく契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおり。

平成 28 年度	0 円
平成 29 年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は次のとおりとする。

平成 28 年度	0 円
平成 29 年度	円

事業内訳書

作業種	作業期間	国有林・林小班	記番	数量	摘要
除伐	契約締結日の翌日 ～ 平成29年9月29日	33ね	1	0.50	
		悟入谷 33な	2	0.11 ha	
		34ち	3	2.70	
計				3.31 ha	
除伐Ⅱ類	契約締結日の翌日 ～ 平成29年9月29日	38は	1	1.46	ha
		39い	2	6.24	
		悟入谷 39は1	3	1.56	
		39は2	4	0.30	
		44ね	5	2.13	
		45ね1	6	5.49	
		45ね2	7	2.35	
		古野裏山 28い	8	1.90	
計				21.43 ha	

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、測量杭又はテープ等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の上休を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

除伐仕様書

(伐除木)

- 1 伐除木は、現に造林木の生長を阻害するもの、今後造林木の生長を阻害するおそれのあるものとする。
- 2 造林木であっても形質不良木は伐除する。
- 3 伐除木の切断の高さは、ぼう芽勢、造林木の樹高などを勘案して中段切り（地際よりおおむね1 m以下）とする。ただし、地形の制約、安全上の理由等により、技術上前記の切断高で伐除できない場合は、監督職員の指示を受けること。

(天然更新木の保残)

- 4 造林木がないか造林木があっても健全な生長が見込めない箇所は、そのまま天然更新木を保残する。
- 5 植栽列の間隔が広い箇所（筋置地拵の筋置箇所、豪多雪地帯に設定されたほ行防止帯等）に生育している天然更新木のうち、隣接する造林木の生長を阻害するおそれのないものは保残する。
- 6 伐採時から保残し、健全に生長している高木性広葉樹は引き続き保残する。
- 7 造林木に巻き付いているつる類は根元から切断すること。

保育間伐・除伐Ⅱ類仕様書

(間伐対象木の表示、伐採率等)

1. 標準地（黄テープ環状二本線）内については、白テープ環状一本線により印付けしている。

また、林小班（記番）毎の伐採率の目安は下表に示すとおり。

記番	国有林	林小班	伐採率 (本数)	伐採率 (材積)
1	悟入谷	38は	45%	35%
2	悟入谷	39い	45%	35%
3	悟入谷	39は1	45%	35%
4	悟入谷	39は2	45%	35%
5	悟入谷	44ね	45%	35%
6	悟入谷	45ね1	45%	35%
7	悟入谷	45ね2	45%	35%
8	古野裏山	28い	45%	35%

(天然更新木の保残)

2. 造林木の中に点在又は群状に混交する天然更新木は、造林木の生育に支障とならない場合は保残する。

(伐倒作業)

3. 伐倒方向は安全な方向とし、下流での被害防止あるいは管理歩道確保のため、沢、歩道等への伐倒は避けること。
4. 林道、歩道（登山道）に接する両側の1列は伐採しないこと。ただし、監督職員等の指示による箇所はその限りではない。

請負事業事故報告書

平成 年 月 日

監督職員

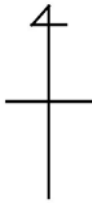
殿

請負者

現場代理人

事業名				事業場所						
発生日時	平成	年	月	日(曜日)	時	分	天候			
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしている時に ③どのような物または環境に ④どのような不安全なまたは有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記入する。また、略図を添付する。									
被害状況	人的被害・物的被害を記載									
被災者	氏名		生年月日	年	月	日(歳)	性別	男・女	職 種	
	連絡先						経験年数			
	傷病名		傷病部位		休業見込期間・死亡日時				被災場所	
今後の対策										
所見・状況										

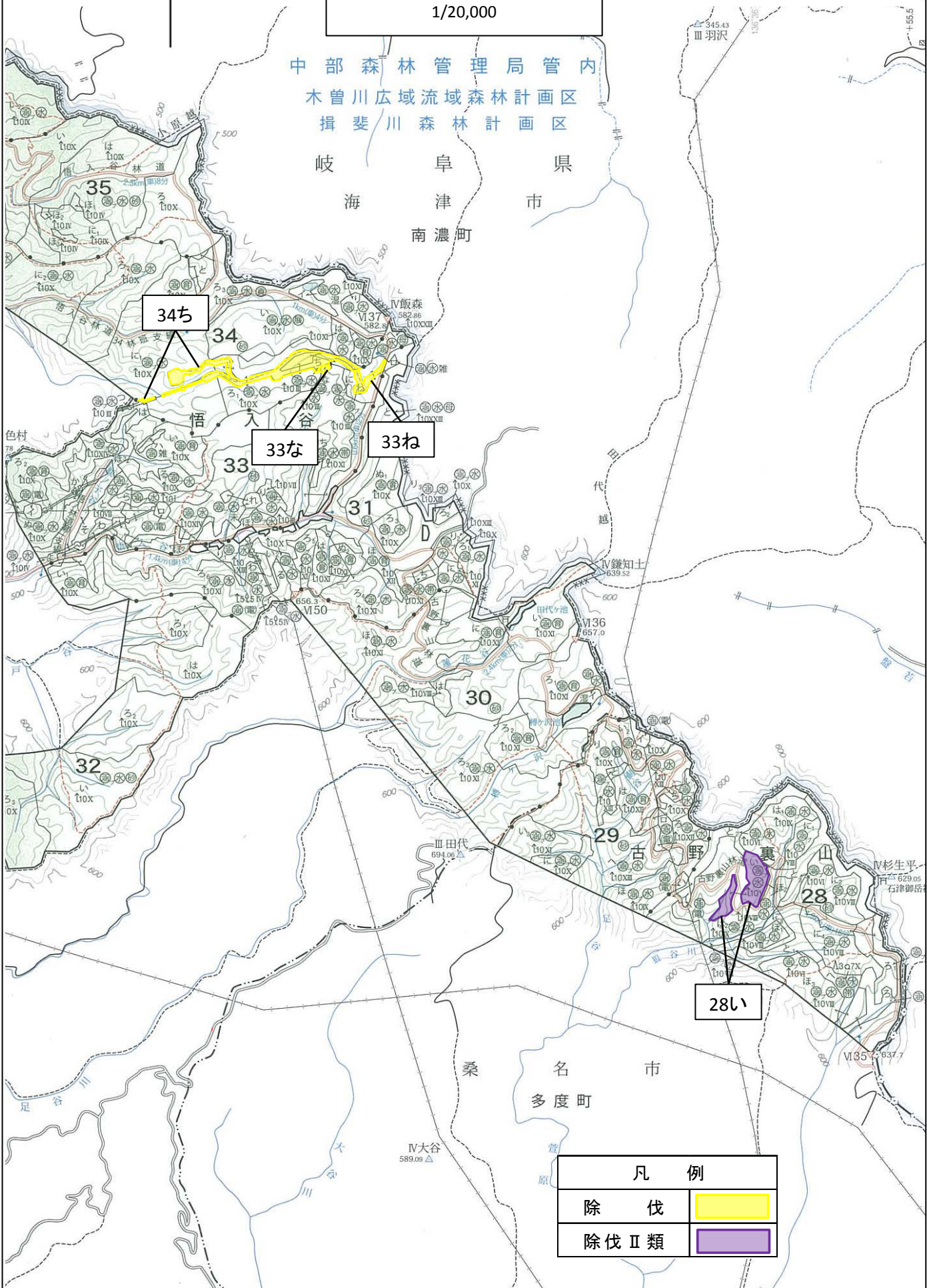
注) 労働災害(4日以上 of 休業を要する災害)、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。



位置図

1/20,000

中部森林管理局管内
木曾川広域流域森林計画区
揖斐川森林計画区
岐阜県
海津市
南濃町



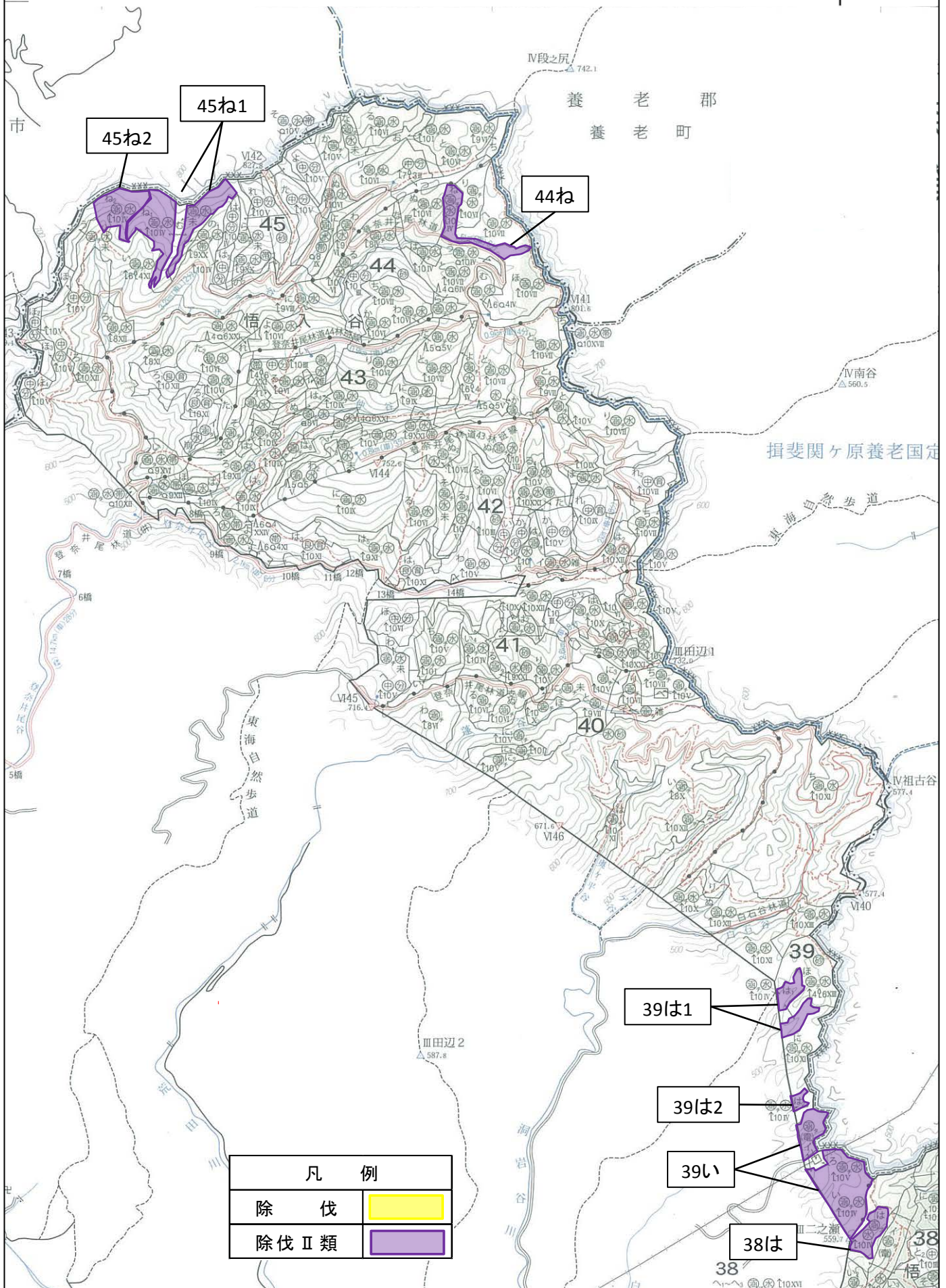
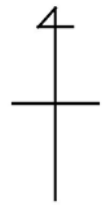
34ち
34
33な
33ね

28い

凡例	
除伐	
除伐Ⅱ類	

位置図

1/20,000



凡例

除伐

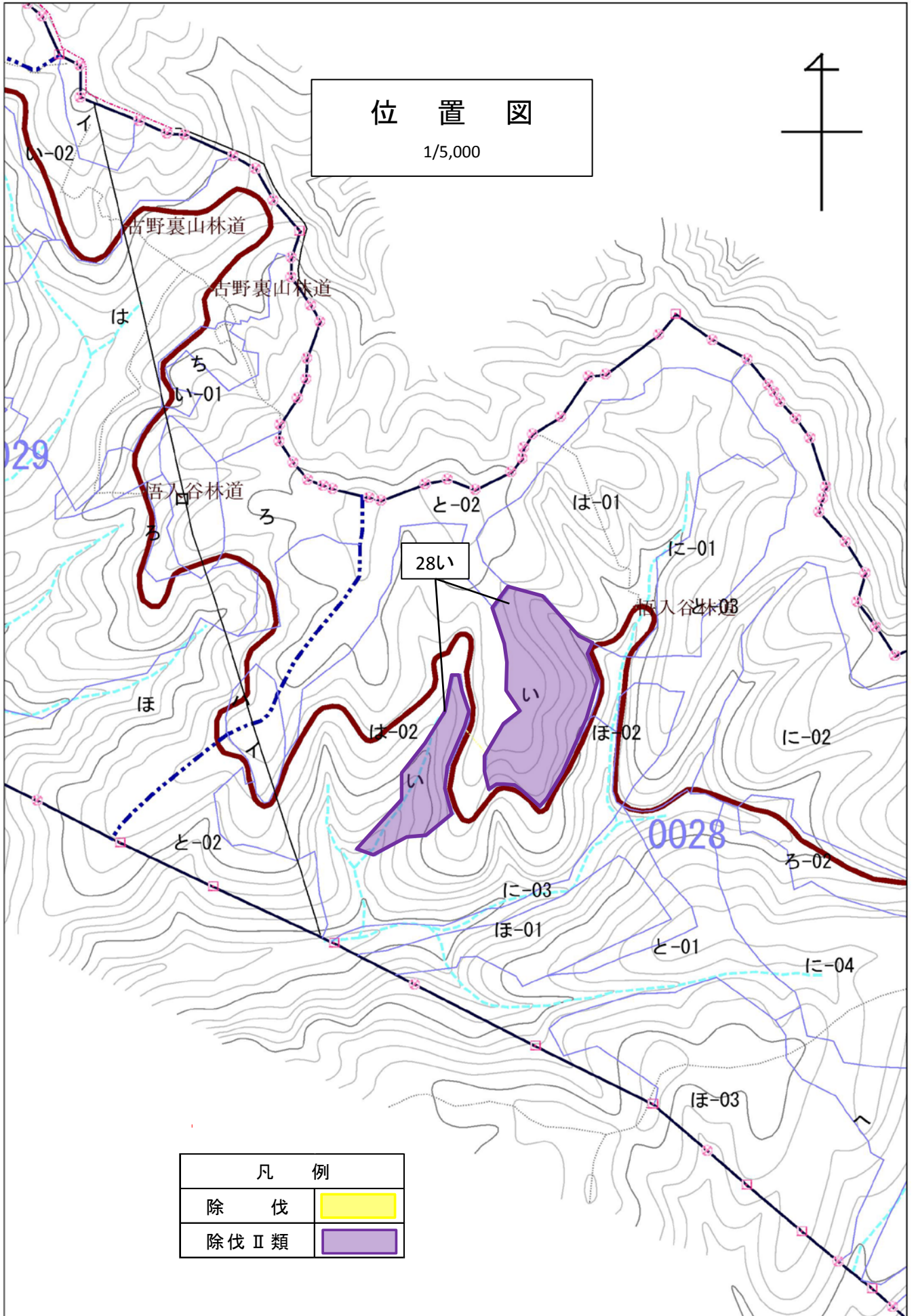
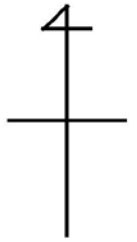


除伐Ⅱ類



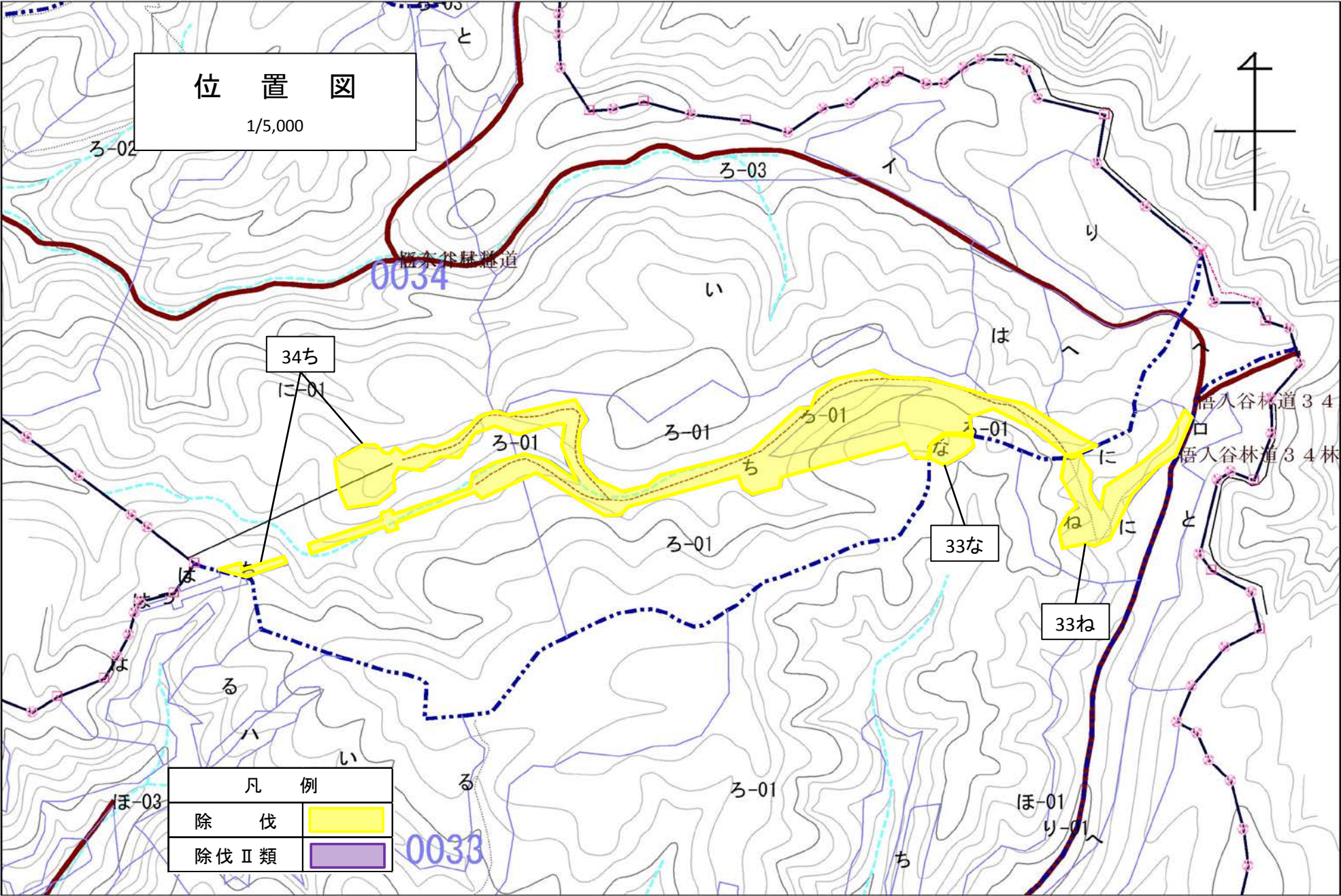
位置図

1/5,000

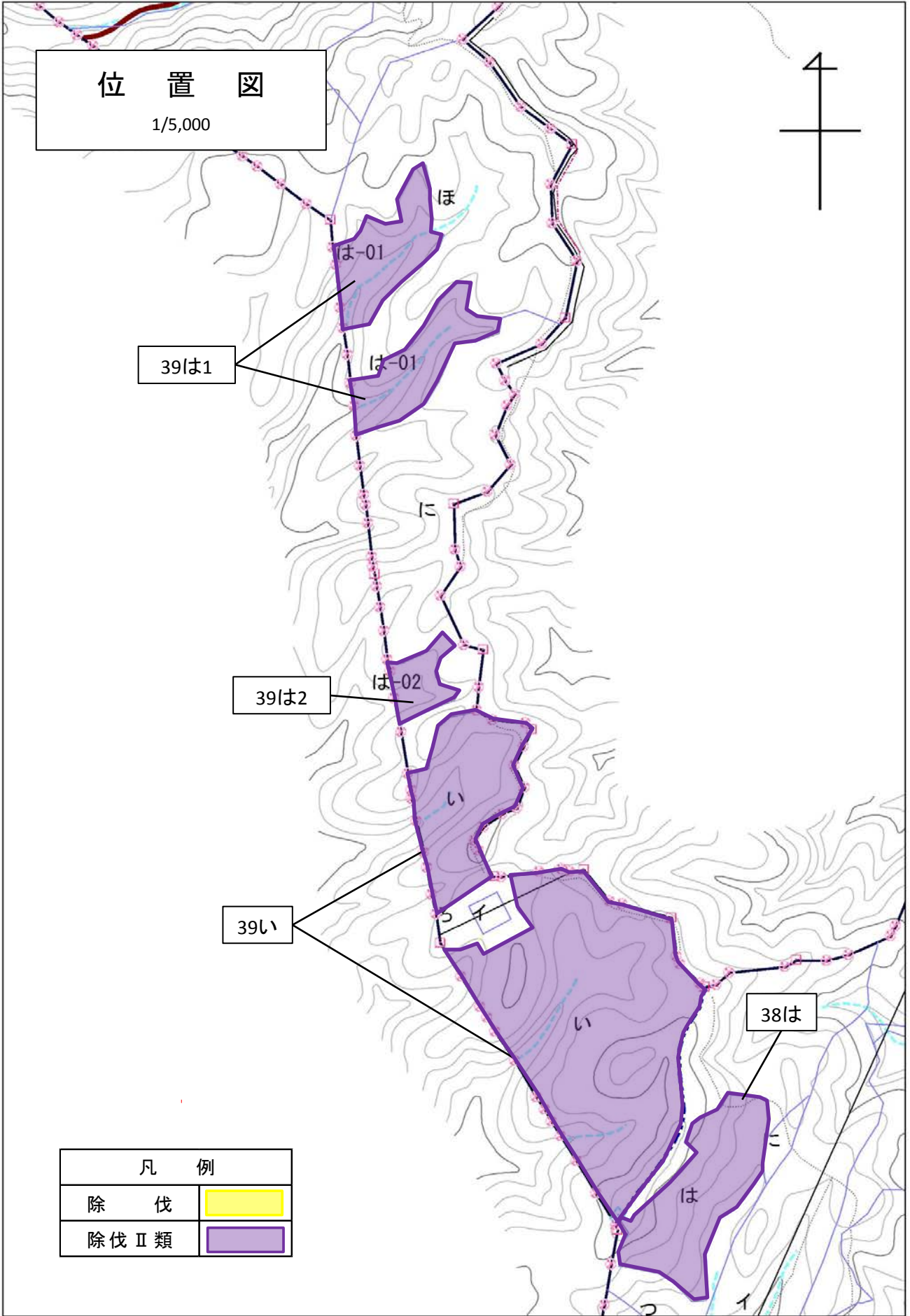


凡 例	
除 伐	
除伐Ⅱ類	

位置図
1/5,000

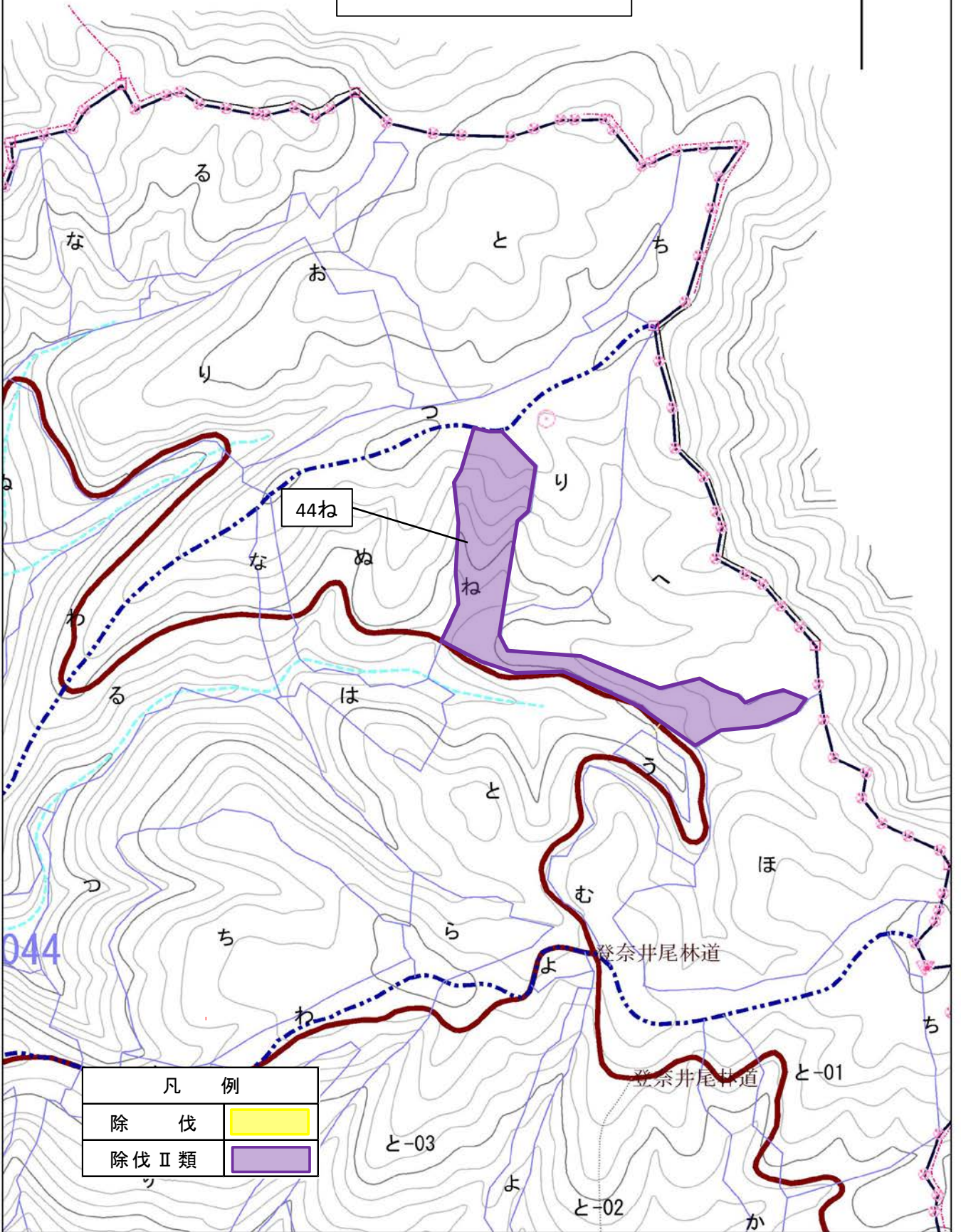
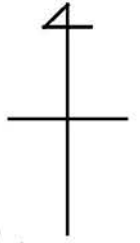


凡 例	
除 伐	
除伐Ⅱ類	

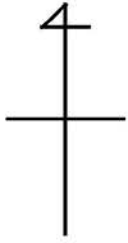


位置図

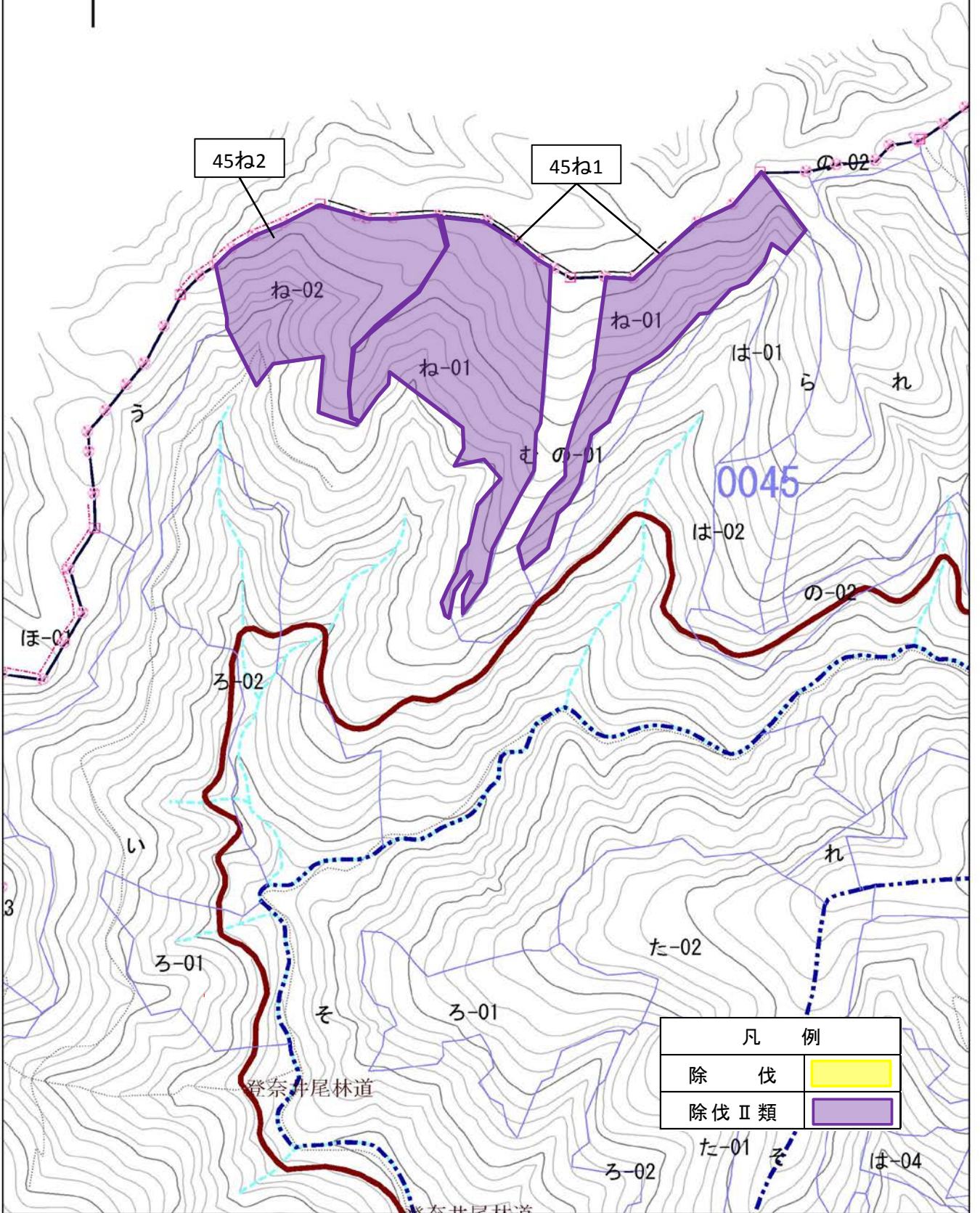
1/5,000



凡 例	
除 伐	
除伐Ⅱ類	



位置図
1/5,000



凡 例	
除 伐	
除伐Ⅱ類	

入札者注意書

入札参加者は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
5. 入札書には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 代理人に入札をさせようとするときは、入札前に委任状を提出すること。
8. 代理人が入札をするときは、入札書に代理人である旨を明記すること。
9. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づきます。
10. 入札締め切り時刻をすぎて提出した入札書は、受理しない。
11. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - ① 入札参加資格のない者のした入札。
 - ② 入札物件番号・入札金額・入札者名（代理人を含む。以下同じ。）の確認ができないもの。
 - ③ 入札書に入札者の記名押印のないもの。
 - ④ 郵便入札にあつては、郵便入札書が定められた入札の締切時刻までにその場所に到達しなかったもの。
 - ⑤ 事業内訳書の提出がないもの。
 - ⑥ 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - ⑦ その他入札に関する条件に違反した入札。
12. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
13. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
14. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、当発注機関の指定した職員を立ち合わせて開札する。この場合、入札者は異議の申し立てはできない。

15. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行なうことがある。
16. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、落札の決定を保留することがある。
 - (2) 前項の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。なお、調査の結果により、最低額の入札者であっても落札者とならない場合もある。
 - (3) 第1項により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) 第1項の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
17. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
18. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとします。
19. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の108に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
20. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
21. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
22. 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
23. 入札を辞退した者はこれを理由として、以降の競争参加資格の審査等について、不利益な取扱いを受けることはない。
24. 入札者が入札を辞退するときは、入札執行前にあつては、入札辞退届を持参または郵送（配達記録が残るものに限る。）により、入札執行前に提出すること。

また、入札執行中にあつては、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を直接提出すること。
25. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

